

Team Happiness メディカルケア Kids Lab.

感染対策マニュアル

2023 年 6 月改定

はじめに、このマニュアルは、Team Happiness メディカルケア Kids Lab.において、お子様、職員、ご家族の皆様を感染症から守るための基本的な感染対策について定めたものです。

1. 基本的な感染対策

1-1. 標準予防策(スタンダードプリコーション)

全てのお子様やご家族、職員を対象に、感染源の有無に関わらず、全ての血液、体液、分泌物、排泄物、損傷のある皮膚、粘膜を感染性のものとして扱う考え方です。日常的に以下の対策を徹底します。

手指衛生の徹底

石鹸と流水による手洗い、またはアルコール消毒をこまめに行う。

個人防護具の着用

必要に応じて、マスク、手袋、エプロンなどを適切に着用する。

環境整備

定期的な換気、清掃、消毒を行う。

1-2. 職員の健康管理

職員は、日々の体調管理をしっかりと行う

前日の体調不良があればすぐに連絡する。また、発熱や風邪症状(咳、鼻水、のどの痛みなど)がある場合は、出勤を控える。

予防接種(インフルエンザ、麻疹、風疹など)を推奨する。

2. 具体的対策

2-1. 日常的な対策

a. 施設全体

換気:

1 時間に 2 回以上、15 分程度の換気を実施する。対角線上の窓を開けるなど、空気の通り道を作る。

清掃・消毒

ドアノブ、手すり、机、おもちゃなど、多くの人に触れる場所は定期的に清掃・消毒を行う。

消毒には、次亜塩素酸ナトリウム液(0.02%~0.05%)またはアルコール消毒液を使用

する。

ノロウイルス等、アルコールが効きにくいウイルスには次亜塩素酸ナトリウム液を使用する。

共有物の管理

おもちゃや遊具は、使用後または定期的に消毒を行う。

b. お子様・ご家族

送迎時の対応

送迎時に体温測定を行い、体調を確認する。

体調不良が確認された場合は、保護者に連絡し、理由をお伝えして利用を控えていただく。

利用時の対策

利用前・後、食事前などに手指衛生を促す。

医療的ケアの必要なお子様が在籍しているため、職員はマスクを着用する

体調不良時の対応

利用中に発熱や体調不良が見られた場合は、速やかに保護者に連絡し、お迎えをお願いする。

感染症が疑われる場合は、他の利用者から離れて待機する場所を確保し、その対応を事前に保護者へ連絡する。

2-2. 感染症発生時の対策

感染症発生時の報告

感染症が発生した場合、速やかに保護者、施設管理者、関係機関(保健所など)に報告する。

情報の共有

発生した感染症の種類、症状、予防策などについて、保護者や職員に正確な情報を提供する。

拡大防止策

感染者が使用した場所や物品の消毒を徹底する。

感染者の接触者について、早期に把握し、必要な場合就業を取りやめる

必要に応じて、施設の閉鎖や利用自粛を検討する。

3. 医療的ケア児に関する基本的な考え方

医療的ケア児は、呼吸器や消化器などの機能が未熟であったり、特定の疾患を抱えていたりするため、感染症に罹患すると重症化するリスクが高いことを職員全員が理解する。

感染症から医療的ケア児を守るため、「持ち込まない」「広げない」という意識を職員全員で共有する。

ご家族との情報共有を密に行い、お子様の体調や医療的ケアの内容について常に最新の情報を把握する。

4. 医療的ケア実施時の感染対策

4-1. 共通事項

手指衛生の徹底

医療的ケアの前後は必ず石鹸と流水で手洗い、またはアルコール消毒を行う。

個人防護具の着用

ケアの内容に応じて、マスク、手袋、エプロンなどを適切に着用する。特に、血液や体液に触れる可能性がある場合は、感染源を特定できない場合でも必ず着用する。

清潔な環境の確保

ケアを行う場所は清潔を保ち、使用する物品は清潔な状態のものを使用する。

4-2. 医療的ケア別の具体的対策

吸引(気管カニューレ、口腔、鼻腔)

吸引は清潔な環境で行い、手技の前には必ず手洗いを行う。

吸引カテーテルは使い捨てのものを使用し使用後は速やかに廃棄することが基本である。しかし、在宅で生活し、ご家族が行っている方法を優先し、実施。その後の手技においては、衛生管理を徹底して行う。吸引器のボトルやチューブは、定期的に洗浄・消毒を行う。

吸引物の飛散を防ぐため、必要に応じてマスクやゴーグルを着用する。

経管栄養(胃ろう、腸ろう)

栄養剤や注入器具は清潔に取り扱い、汚染を防ぐ。

注入前後のチューブや接続部分の消毒を徹底する。

使用後の物品は次亜塩素酸ナトリウムを使い、洗浄・消毒を行う。

導尿

導尿は清潔な手技で行い、感染リスクを最小限に抑える。

導尿カテーテルは、清潔なものを使用し、手技の前後は手指衛生を行う。

5. 物品の管理・消毒

医療物品の専用スペース

吸引器、経管栄養の注入ポンプ、消毒液、吸引チューブなど、医療的ケアに必要な物品は、**個人で適切な保管場所**を設けて管理する。

清潔・不潔の区別

医療物品は清潔なものと不潔なものを明確に区別して管理し、**交差感染を防ぐ**。

消毒方法の明確化

物品ごとの適切な消毒方法（煮沸消毒、次亜塩素酸ナトリウム液、アルコール消毒など）を具体的に記載し、周知徹底する。

6. 職員の研修・情報共有

医療的ケア研修

医療的ケア児の感染対策に特化した研修を、年 2 回実施する。

情報共有の仕組み

医療的ケア児の体調変化や、使用物品の交換時期などを、職員間で共有する。

保護者との連携強化

お子様の体調の変化や、感染症流行時の対応について、**より密な連絡体制**を構築し、日々の記録に残す。

7. 感染症の種類別対応例

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症

基本的な感染対策（手洗い、消毒、換気、マスクなど）を徹底する。

発熱や呼吸器症状がある場合は利用を控えていただく。

ノロウイルス・ロタウイルス

嘔吐物や排泄物の処理に注意する。処理の際は、手袋、マスク、エプロンを着用し、決められた処理方法で処理する。

処理後、汚染された場所は次亜塩素酸ナトリウム液で消毒する（別紙参照）

水ぼうそう・はしか・おたふくかぜ

感染力が強いため、発症が確認された場合は、治癒するまで利用を控えていただく。

8. 職員研修

このマニュアルの内容を職員全員が理解し、実践できるよう、定期的な研修を実施する。

感染症に関する最新情報を共有し、対応能力の向上に努める。

9. 保護者への周知

このマニュアルの内容を保護者に周知し、感染対策への協力を求める。

体調不良時の利用の自粛などについて、事前に合意形成を図る。

<変更・廃止手続き>

本方針の変更および廃止は、理事会の決議により行う。

<附則>

本方針は、2023年7月1日から適用する。

以上